

黒部市公告第66号

総合評価方式（簡易型Bタイプ）による条件付き一般競争入札について

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

黒部市長 上 坂 展 弘



1 入札に付する事項

番 号	第 2026000687号
工 事 名	社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）市道新堂 中新線道路改良工事
工 事 場 所	黒部市 大布施 地内
業 種	土木工事業
完 成 期 限	令和9年1月29日まで
工 事 概 要	施工延長 L=82m 排水構造物工 L=82m、集水柵 N=1基

2 入札及び契約の条件等

項 目	内 容
入札及び契約を担当する課	黒部市役所総務管理部財政課
入札の方法	電子入札システムによる入札
落札方式	総合評価方式（簡易型Bタイプ） 本工事は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素を総合的に評価する総合評価方式とする。 <u>※簡易型Bタイプの総合評価の採点方法（評価基準等）については、黒部市ホームページで確認することができる。</u>
開札日時	令和8年9月24日（木） 午後2時00分
開札場所	黒部市役所 財政課
現場説明会	行わない

入札参加申請書類の提出期間	令和8年9月2日(水) 午前8時30分から9月8日(火)午後5時00分まで 入札参加申込申請書及び入札参加資格審査申請書を提出すること。 <u>※入札情報サービスからダウンロードし、電子入札システムより提出すること。ただし、入札参加資格審査申請書を郵便で提出する場合は、入札参加申込申請書に提出日を記入し、郵便入札の方法に基づき提出すること。</u>
設計図書等の縦覧期間及び縦覧方法	令和8年9月1日(火)から9月18日(金)まで 入札情報公開システムにて閲覧
設計図書に対する質問期限	令和8年9月14日(月) 午後5時00分まで
質問に対する回答期限	令和8年9月16日(水) 午後5時00分まで
入札書の提出期間	令和8年9月17日(木)午前8時30分から9月24日(木)午前12時00分まで 電子入札システムより提出すること。 また、工事費内訳書を添付すること。
入札保証金	免除
予定価格	金 14,970,000 円 (消費税含まず)
契約保証金	納付が必要。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。 また、公共工事履行保証証券による保証をし、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1以上とする。
請負金額支払方法	前金払 有 部分払 有
調査基準価格	有 <u>※低入札価格調査制度の実施要領等については、黒部市ホームページで確認することができる。</u>
契約の締結の日	落札者決定の通知を受けた日の翌日から5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
入札の回数	1回

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は次の要件を満たしていること。

(1) 次の条件のいずれかを満たす者であること。

ア 令和8年度黒部市内建設工事入札参加資格者名簿において、土木一式工事

についてB等級に格付けされている者であり、黒部市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する主たる営業所を有する者であること。

イ 令和8年度黒部市内建設工事入札参加資格者名簿において、土木一式工事についてA等級に格付けされている者であり、大布施地区内に建設業法第3条に規定する主たる営業所を有する者であること。

- (2) 当該工事に、建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する監理技術者（又は主任技術者）を配置できる者であること。
- (3) 黒部市、国土交通省、農林水産省、林野庁及び富山県の発注により平成29年4月1日から令和8年6月30日までの間に黒部市内で施工完成した、契約金額500万円以上の土木一式工事の施工実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認の申請期限日から当該工事の開札の日までの間において、黒部市から黒部市入札参加資格者の指名停止等の措置に関する規程（平成18年黒部市訓令66号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は、これに準じるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申請書類の提出

前項に掲げる要件を全て満たし、本工事への入札参加を希望する者は、第2項に掲げる入札参加申請書類の提出期間内に、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書に以下の書類を添付し提出すること。

- (1) 入札参加申込申請書
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (3) 配置予定技術者調書（様式第2号）
- (4) 総合評価技術資料（技術資料様式第3号、第5号）
- (5) 経営規模等評価結果通知書の写し（審査基準日は、令和7年2月25日以降であること。）

5 設計図書に関する質問・回答

設計図書に関する質問は、質問内容を記載した文書を第2項に掲げる設計図書に対する質問期限までに黒部市総務管理部財政課契約検査班（以下「財政課契約検査班」という。）へ持参若しくは郵送又は電子メールにより提出するものとし、その回答は、第2項に掲げる質問に対する回答期限までに入札情報サービス等への掲載により行うものとする。

6 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、第2項に掲げる開札日時の前々日（その日が市の休日（黒部市の休日を定める条例（平成18年黒部市条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たる場合にあってはその直前の市の休日でない日）の午後5時15分までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。

7 入札書に添付する提出書類

入札書には工事費内訳書を添付し電子入札システムにて提出すること。

8 入札書記載金額

落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

9 無効な入札

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) 第4項に規定する入札参加申請をしなかった者のした入札
- (3) 第4項に掲げる提出書類のいずれかが欠けた者のした入札
- (4) 第7項に規定する工事費内訳書の提出をしなかった者の入札
- (5) 入札書が提出期限までに指定した提出先に到着しなかった入札
- (6) 予定価格を超過した入札
- (7) その他黒部市競争入札心得（平成30年黒部市告示第48号）第6条各号のいずれかに該当する入札

10 落札者の決定方法

入札執行者は、開札後、事後審査により落札者を決定するものとし、その方法は、黒部市条件付き一般競争入札試行要領（平成19年黒部市告示第53号）第8条、黒部市公共工事総合評価方式試行要領（平成19年黒部市告示第54号）第6条及び黒部市低入札価格調査制度実施要領（平成30年黒部市告示第109号）第9条によるものとする。

11 配置予定技術者の取扱い及び確認

入札書の提出期限日までに配置予定技術者を特定することができない場合は、第3項に掲げる条件を満たす技術者を複数名申請し、それぞれの技術者分の配置予定技術者調書（様式第2号）を提出すること。複数の配置予定技術者を申請した者が落札者として決定した際には、契約の日までに改めて1名の配置予定技術者を届け

出ること。

また、請負者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）の適正配置の確認を行う。その際、請負者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある監理技術者（又は主任技術者）が専任で配置されていない場合は、契約を解除することがある。

12 その他

- (1) 入札参加資格審査申請書その他入札に参加するに当たり提出を求める書類（以下、「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。
- (4) 本入札は、公告記載事項のほか、黒部市契約規則、黒部市競争入札心得、黒部市条件付一般競争入札試行要領、黒部市公共工事総合評価方式試行要領、黒部市建設工事予定価格事前公表試行要領、黒部市低入札価格調査制度実施要領及び黒部市電子入札運用基準の定めるところにより実施する。
- (5) 入札の方法、申請書等に関する書類及び工事費内訳書は、財政課契約検査班及び入札情報サービス等により入手できる。
- (6) 取得された設計図書等は、契約約款第1条に記載されている設計図書等となるので、契約締結した場合は、契約書の別冊として取り扱うこととする。
- (7) その他不明な点については、財政課契約検査班（電話0765-54-2111内線3125）に問い合わせること。